

お客様へ

## 新潟県中越沖地震災害に対する金融上の措置についてのご案内

いつも当金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

「新潟県中越沖地震災害」により災害救助法が適用された市町村の被害者に  
対し、状況に応じ下記のとおり対応を行っておりますので、お知らせいたします。

1. 預金証書、通帳を紛失された場合でも、預金者であることが確認（本人確認）  
できた場合は、払戻しに応じております。
2. お届け印を紛失された場合は、拇指にて対応しております。
3. 定期預金および定期積金等の期限前払戻しも応じております。また、これを  
担保とする貸付にも応じております。
4. 今回の災害による障害のため、支払期日が経過した手形については、取立が  
可能となります。
5. 破損した紙幣の引き換えに応じております。
6. 国債を紛失した場合の相談に応じております。
7. 災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、審査手続きの簡便化および貸出  
金の返済猶予等、災害被害者の便宜を考慮した取扱いを行っておりますので、  
お気軽にご相談ください。

# 柏崎信用金庫